

「通所リハビリテーションサービス」料金表

＜サービス利用料金(1回あたり)＞ (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度及びご利用負担割合によって異なります。)

☆通所リハビリ料金表(1回あたり)(自己負担分) 上段が1割負担、中段が2割負担、下段が3割負担)

≪サービス提供時間≫ 1単位 9:20～10:30 2単位 10:40～11:50 3単位 13:20～16:30

提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間	369円	398円	429円	458円	491円
	738円	796円	858円	916円	982円
	1107円	1194円	1287円	1374円	1473円
3～4時間	486円	565円	643円	743円	842円
	972円	1130円	1286円	1486円	1682円
	1458円	1695円	1929円	2229円	2526円

☆加算対象サービス

①リハビリテーションマネジメント加算(口)

・通所リハビリ利用時・リハビリ会議時、ご利用者・ご家族様に理学療法士からリハビリの説明をさせていただきます。また、ご自宅に訪問し、目標の確認、ご自宅での生活行為の確認、ご家族様やケアマネージャーへの助言などを行い、ご利用者様の目標が達成できるように支援いたします。国へリハビリテーション計画書を国へ提出し、フィードバックを行います。

②リハビリテーションマネジメント加算(口)の際に医師が利用者・家族へ説明し同意をえた場合

・通所リハビリ利用時・リハビリ会議時、ご利用者・ご家族様に医師からリハビリの説明をさせていただきます。

③理学療法士等体制強化加算

・リハビリテーションの所要時間が1時間以上2時間未満で専従の理学療法士等を2名以上、常勤で配置している場合算定します。

④科学的介護推進加算

・ケアについて質の向上を図る為、利用者の情報のデータを全国の全介護事業所から収集し、それに基づき事業所の特性やケアの在り方を検証する為の加算を算定します。

⑤移行支援加算

・通所リハビリテーションにおいて、昨年度の他サービスへ移行できた実績により算定します。

⑥リハビリテーション提供体制加算

・リハビリ職員の合計が利用者数 25 名又はその端数ごとに 1 以上の場合算定されます。

⑦サービス提供体制強化加算 I

・直接サービスを提供する職員の総数の内、介護福祉士が 70%以上、または勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上のいずれかに該当している為、算定します。

⑧退院時共同指導加算

・入院中のものが退院するにあたり、リハビリ事業所の職員がカンファレンスに参加し退院時共同地頭を行った後に初回の通所リハビリを行った場合に算定します。

⑨短期集中（個別）リハビリテーション実施加算

・通所リハビリを 1 ヶ月 4 回以上、ご利用されている方で、病院からの退院もしくは施設の退所から 1 ヶ月以内の方に算定します。

⑩介護職員等遇改善 I

・介護職員等の安定的な処遇化全を図るための環境整備とともに、介護職員等の賃金改善に充てるのを目的とした加算です。

ご契約者が以下に記載される加算項目に該当する場合以下の料金が上記に加算されます。

①リハビリテーションマネジメント加算(口)	6カ月以内	593円/月
	6カ月以内	1186円/月
	6カ月以内	1779円/月
	6か月以降	273円/月
	6か月以降	546円/月
	6か月以降	819円/月
②医師が説明し同意をえた場合		270円/月
		540円/月
		810円/月
③理学療法士等体制強化加算		30円
		60円
		90円
④科学的介護推進加算		40円/月
		80円/月
		120円/月
⑤移行支援加算		12円
		24円
		36円
⑥リハビリテーション提供体制加算		12円
		24円
		36円

⑦サービス提供体制強化加算 I	22 円
	44 円
	66 円
⑧退院時共同指導加算	600 円
	1200 円
	1800 円
⑨短期集中リハビリテーション実施加算	110 円
	220 円
	330 円
⑩介護職員等遇改善 I	介護報酬の総額 × 8.6%

減算対象

通所介護送迎減算…利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合に 47 円（94 円又は 141 円）の減算とする。